

Q 1. 後期高齢者医療は該当するのでしょうか

A 後期高齢者医療受給者の方は該当しません。

Q 2. 患者が窓口で乳幼児医療「81」とひとり親家庭医療「88」の資格証を提示したときの取扱いは？

A 実施市町村の指示に従って下さい。

Q 3. 患者が窓口で重度障害者（児）医療「95」の資格証とひとり親家庭医療「88」の資格者証を提示したときの取扱いは？

A 併用はありません。どちらか一方の医療での請求となります。

Q 4. 入院した月に提出せず翌月になって資格者証を提示した場合、入院した月は対象となりますか。

A 入院した月には資格者証の提出がされていないので、翌月分から対象となります。入院した月は医療保険の一部負担金の額を徴収し、市町村にて償還払いとなります。

Q 5. 月の途中（入院の途中）で資格者証を提示した場合の請求方法はどうなりますか。

A 原則、窓口で資格者証を提示しなかった場合は市町村窓口での償還払いとなります。
ただ、月の途中で提示した場合は、月末で精算するなど医療機関側での調整をすることになります。

Q 6. 入退院を繰り返している患者で、初回入院時には資格者証を提示しなかったため、3割の自己負担を徴収しました。その後退院し、同一月に再入院をした時に資格者証の提示があり再入院は1,000円を徴収した場合、レセプトの記載はどうなりますか。

A 当該月の対応については、市町村の償還払いにするか現物給付化するかは医療機関側で調整することになります。
よって、レセプトの記載については、償還払い（公費番号等記載なし）か現物給付（公費番号記載し、保険との同日数、同点数）のいずれかとなります。

Q 7. 他保険（労災・自賠責等）で入院中の患者の風邪等（一般疾病）分のレセプトは対象になりますか。

A 70歳未満の受給者は対象となります。（入院扱い）
70歳以上の受給者については、レセプトは入院のレセプトを使用して請求しますが、一部負担金は外来の扱いですので、この医療の助成対象とはなりません。

Q 8. 入院時食事療養費及び入院時生活療養費も対象となりますか。

A 対象とはなりません。

Q 9. 患者の支払が発生しない公費負担医療と「ひとり親家庭医療」の併用はありますか。

A 「ひとり親家庭医療」にかかる一部負担金が発生しなければ併用はありません。

Q10. 外来受診時に資格者証を提示した場合、レセプト（外来）には「88」の公費番号等の記載は必要でしょうか。

A 外来受診は、現物給付の対象外となりますので記載は不要となります。

Q11. 患者が窓口で、都城市・三股町（母子・父子・寡婦等、重度心身障害者）医療費助成事業「90」と、ひとり親家庭医療「88」の資格者証を提示したときのレセプトの記載はどうなるのでしょうか。

A 入院の場合には「88」を入院外には「90」を記載することになります。